

介護保険法第78条の2、介護保険法第115条の12による  
指定地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービス種別

## (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを提供する事業。

事業所の概要

設置者	株式会社 EMIKA 代表取締役 立川 大輔
事業所名称	小規模多機能居宅介護ソレイユ三山
所在地	船橋市三山5-42-25
指定予定年月日	令和5年2月1日

添付資料

1. 事業所の概要
2. 平面図
3. 写真
4. 介護保険法第78条の4による指定に係る基準要否一覧

## 地域密着型サービス 事業所概要

事業種別	(介護予防)小規模多機能型居宅介護			
事業所名称	小規模多機能居宅介護ソレイユ三山			
運営法人	株式会社EMIKA			
指定日	令和5年2月1日			
定員	登録定員 29名	通い定員 18名	宿泊定員 9名	
立地	住所	船橋市三山5-42-25		圏域 東部
建物	整備形態	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存建物の改装利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型⇒		
	建物構造	木造	1 階建ての	1階部分
	居間及び食堂面積	71.63 m <sup>2</sup>		
	宿泊室面積	最小 8.11 m <sup>2</sup>	最大 16.18 m <sup>2</sup>	
非常災害設備一覧	消火器、誘導灯、火災通報装置、自動火災報知設備、非常警報設備、スプリンクラー			
従業者	管理者	1人		
	介護支援専門員	1人		
	介護従業者 8人 (予定)	常勤換算数	5.6	
		うち看護職員	1人	
料金	利用者負担	介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割		
	宿泊費(1泊)	3,000 円		
	食事の提供に要する費用(日額)	1,680 円	(内訳 朝食400円、昼食590円、夕食590円、おやつ100円)	
	その他	実費 (その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用)		
運営	協力医療機関	志村医院	(住所) 船橋市三山8-7-2	
	協力歯科医療機関	寒竹ファミリー歯科	(住所) 船橋市本町7-1-1 東武百貨店船橋店7階	

介護保険法第78条の4による指定に係る基準要否一覧  
小規模多機能型居宅介護  
施設名：小規模多機能居宅介護ソレイユ三山

1 定義 及び 基本方針

	根拠条文		
<b>【定義】</b> 「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	介護保険法第8条第19項	-	
<b>【基本方針】</b> 小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	基準条例第83条 (基準省令第62条)	-	

2 人員基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 人員数	○ 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者については、夜間及び深夜に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。	基準条例第84条第1項 (基準省令第63条第1項)	確認中	日中常勤換算後 5.6(予定) 夜勤職員 1人 宿直職員 1人
○ 介護従業者の常勤	○ 介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。	基準条例第84条第3項 (基準省令第63条第3項)	確認中	介護従業者 8人(予定) うち常勤 5人(予定)
○ 看護師又は准看護師	○ 介護従業者のうち1人以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。	基準条例第84条第4項 (基準省令第63条第4項)	確認中	介護従業者 8人(予定) うち看護師 1人

<p>○ 介護支援専門員</p>	<p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 ○ 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>	<p>基準条例第84条第10項及び第11項 (基準省令第63条第10項及び第11項)</p>	<p>適</p>	<p>介護支援専門員1人</p>
<p>○ 管理者</p>	<p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 ○ 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>基準条例第85条第1項及び第3項 (基準省令第64条の第1項及び第3項)</p>	<p>適</p>	<p>管理者1人(常勤兼務) 管理者経歴書にて確認</p>

3 設備基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)								
○ 登録定員	○ 登録定員を29人以下とする。	基準条例第87条第1項 (基準省令第66条第1項)	適	登録定員 29人								
○ 通いサービスの利用定員	○ 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める利用定員)までとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>登録定員</td> <td>利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	基準条例第87条第2項第1号 (基準省令第66条第2項第1号)	適	通いサービスの利用定員 18人
登録定員	利用定員											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
○ 宿泊サービスの利用定員	○ 通いサービスの利用定員の3分の1から9人までとする。	基準条例第87条第2項第2号 (基準省令第66条第2項第2号)	適	宿泊サービスの利用定員 9人								
○ 設備	○ 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備を備えなければならない。	基準条例第88条第1項 (基準省令第67条第1項)	適	図面確認済								
○ 居間及び食堂	○ 居間及び食堂は、その機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。	基準条例第88条第2項第1号 (基準省令第67条第2項第1号)	適	居間兼食堂 71.63㎡								
○ 宿泊室	○ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 ○ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ○ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。	基準条例第88条第2項第2号 (基準省令第67条第2項第2号)	適	最小居室面積 8.11㎡ 最大居室面積 16.18㎡(1人当たり8.09㎡)  和室(小上がり)はパーティションでプライバシーを確保したうえで最大2名利用の場合あり								
○ 消火設備等	○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(※解釈通知:消防法その他の法令等に規定された設備)を備えなければならない。	基準条例第88条第1項 (基準省令第67条第1項)	適	消火器、誘導灯、火災通報装置、自動火災報知設備、非常警報設備、スプリンクラー								
○ 立地	○ 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	基準条例第88条第4項 (基準省令第67条第4項)	適	市街化区域								

4 運営基準

	基準	根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 利用料等の受領	<p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li> <li>二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額</li> <li>三 食事の提供に要する費用</li> <li>四 宿泊に要する費用</li> <li>五 おむつ代</li> <li>六 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。</li> </ul> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>基準条例第92条第1項～第3項及び第5項(基準省令第71条第1項～第3項及び第5項)</p>	<p>適</p>	<p>重要事項説明書における利用料その他の額 介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割負担分 ・食費1,680円(内訳 朝食400円、昼食590円、夕食590円、おやつ100円) ・宿泊費 3,000円/1泊 ・その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用:実費</p>
○ 取扱方針	<p>○ 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>○ 小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</p> <p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p>	<p>基準条例第94条(基準省令第73条)</p>	<p>適</p>	<p>運営規程・重要事項説明書 確認済</p>

○ 運営規程	○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 五 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項	基準条例第102条(基準省令第81条)	適	運営規程確認済
○ 勤務体制の確保等	○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 ○ 指定小規模多機能型居宅介護従業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定小規模多機能型居宅介護従業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ○ 指定小規模多機能型居宅介護従業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	基準条例第110条にて準用する第61条の13(基準省令第88条にて準用する第30条)	適	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表・運営規程確認済  ※認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務。
○ 協力医療機関等	○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	基準条例第105条(基準省令第83条)	適	協力医療機関 志村医院  協力歯科医療機関 寒竹ファミリー歯科  協力施設 特別養護老人ホーム船橋愛弘園
○ 運営推進会議	○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	基準条例第110条にて準用する第61条の17第1項(基準省令第88条にて準用する第34条第1項)	適	運営規程確認済

基準条例... 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
 基準省令... 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日基準省令)